○総務省令第百九号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、小売物価統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

総務大臣　山本　早苗

小売物価統計調査規則の一部を改正する省令

第一条　小売物価統計調査規則（昭和五十七年総理府令第六号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項を同条第三項とし、同項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、総務大臣は、小売物価統計調査の精度を確保するため必要があるときは、別表の一の項の上欄の品目を調査することができる。

別表の一の項中「即席めん　生中華めん」を「カップ麺　中華麺」に、「さつま揚げ」を「揚げかまぼこ」に、「魚みそ漬」を「魚介漬物」に、「まぐろ缶詰」を「魚介缶詰」に、「えのきだけ」を「えのきたけ」に、「のり」を「干しのり」に、「たくあん漬」を「だいこん漬」に、「スイートコーン缶詰」を「野菜缶詰」に、「みかん缶詰」を「果物缶詰」に、「トマトケチャップ」を「ケチャップ」に、「即席スープ」を「乾燥スープ」に、「液体調味料」を「つゆ・たれ」に、「中華合わせ調味料」を「合わせ調味料」に、「あめ」を「キャンデー」に、「コーラ　乳酸菌飲料」を「炭酸飲料　乳酸菌飲料（配達を除く。）」に、「焼ちゅう」を「焼酎」に、「うどん（外食）　日本そば（外食）　中華そば（外食）　沖縄そば（外食）」に、「親子どんぶり（外食）　天丼（外食）　牛丼（外食）　カレーライス（外食）」に、「ハンバーグ　フライ　しょうが焼き　焼肉　お子様ランチ」を「ハンバーグ（外食）　豚カツ定食（外食）　しょうが焼き定食（外食）　焼肉（外食）　お子様ランチ（外食）」に、「ハンバーガー」を「ハンバーガー（外食）」に、「コーヒー」を「コーヒー（外食）」に、「板材　錠　塗料　畳表取替費」を「修繕材料　畳替え代」に、「塗装工事費」を「外壁塗装費」に、「壁紙工事費」を「壁紙張替費」に、「自動炊飯器」を「電気炊飯器」に、「石油暖房器具」を「温風ヒーター」に、「目覚まし時計」を「室内時計」に、「飯茶わん」を「茶わん」に、「なべ」を「鍋」に、「たわし」を「スポンジたわし」に、「照明ランプ」を「電球・ランプ」に、「芳香消臭剤」を「芳香・消臭剤」に、「振袖　袋帯」を「婦人用着物　婦人用帯」に、「男子上着　男子ズボン　男子コート　男子学生服」を「男子用上着　男子用ズボン　男子用コート　男子用学校制服」に、「婦人スーツ」を「婦人用スラックス　婦人オーバー　婦人ブレザー　女子学生服　男児ズボン　女児スカート」を「婦人用スラックス　婦人用コート　婦人用上着　女子用学校制服　男児用ズボン　女児用スカート」に、「スポーツシャツ　男子セーター　婦人ブラウス　婦人Tシャツ　婦人セーター　子供Tシャツ　男子シャツ　男子パンツ　男子パジャマ」を「男子用スポーツシャツ　男子用セーター　ブラウス　婦人用Tシャツ　婦人用セーター　子供用Tシャツ　男子用シャツ　男子用パンツ　男子用パジャマ」に、「婦人ショーツ」を「婦人用ショーツ」に、「子供シャツ」を「子供用シャツ」に、「男子靴下　パンティストッキング　婦人ソックス」を「男子用靴下　婦人用ストッキング　婦人用ソックス」に、「婦人サンダル」を「サンダル」に、「靴修理代」を「履物修理代」に、「浴用剤」を「入浴剤」に、「自動車ガソリン」を「ガソリン」に、「電話機」を「固定電話機」に、「学習机」を「学習用机」に、「がん具自動車　組立がん具」を「玩具自動車　組立玩具」に、「乾電池　月謝（学習塾に係るものを除く。）」を「電池　講習料」に、「ヘアーカット代」を「カット代」に、「ヘアカラーリング剤」を「ヘアカラー液」に、「養毛剤　化粧クリーム（カウンセリングを除く。）　化粧水（カウンセリングを除く。）　ファンデーション（カウンセリングを除く。）　口紅（カウンセリングを除く。）　乳液（カウンセリングを除く。）」に、「男子洋傘」を「傘」に、「ハンドバッグ（輸入品を除く。）」を「バッグ（輸入ブランド品を除く。）」に、「なし」を「梨」に、「かき（果物）　もも」を「柿　桃」に改める。

別表の二の項中「家賃（民営借家）」を「民営家賃」に改める。

別表の三の項中「学校給食費　家賃（公的住宅）」を「学校給食　公営家賃（公的住宅）」に、「下水道料金　診察料（国民健康保険）　入院費」を「下水道料金　診療代（国民健康保険）　出産入院料」に、「専門学校授業料　月謝（学習塾）　予備校授業料」を「専修学校授業料　補習教育（小学校）　補習教育（中学校）　補習教育（高校・予備校）」に、「ケーブルテレビ利用料」を「ケーブルテレビ受信料」に、「美術館入館料（公立）」を「文化施設入場料（公立）」に、「印鑑証明手数料　戸籍抄本手数料」を「行政証明書手数料」に改める。

別表の四の項中「フライドチキン　ドーナツ　家賃（独立行政法人都市再生機構）」を「フライドチキン（外食）　ドーナツ（外食）　公営家賃（独立行政法人都市再生機構）」に、「ガス代」を「都市ガス代」に、「サプリメント　診察料（国民健康保険によるものを除く。）」を「健康保持用摂取品　診療代（国民健康保険によるものを除く。）」に、「高速自動車道路料金」を「有料道路料金」に、「通話料」を「通信料」に、「学習参考書」を「学習参考教材」に、「美術館入館料（独立行政法人）」を「文化施設入場料（独立行政法人）」に、「コンテンツ利用料　クリーム（カウンセリング）」を「ウェブコンテンツ利用料　化粧クリーム（カウンセリング）」に、「ハンドバッグ（輸入品）」を「バッグ（輸入ブランド品）」に、「遊園地入園料」を「テーマパーク入場料」に改める。

第二条　小売物価統計調査規則の一部を次のように改正する。

別表の一の項中「レバー」、「あずき」、「レモン」、「乳酸菌飲料（配達を除く。）」、「親子どんぶり（外食）」、「お子様ランチ（外食）」、「板ガラス取替費」、「左官手間代」、「ルームエアコン取付け料」、「電気ポット」、「電気アイロン」、「電気カーペット」、「コーヒーわん皿　ガラスコップ　ワイングラス」、「浄水器」、「ビニールホース　ヘルスメーター」、「体温計」、「ＥＴＣ車載器　自動車ワックス」、「マーキングペン」、「ＯＡ用紙」、「セロハン粘着テープ　筆入れ」、「植木鉢」、「かれい」及び「いよかん」を削る。

別表の三の項中「テニスコート使用料」を削る。

別表の四の項中「競馬場入場料」を削る。

附　則

この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年一月一日から施行する。

○外務省令第二十号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一中

モンゴル	ミャンマー
トウグリク	チャット
遺産の額の2／100	遺産の額の2／100
97,000	51,800
51,000	27,300
102,000	54,500
12,000	6,400
51,000	27,300
42,000	22,700
75,000	40,000
20,000	10,900
20,000	10,900
34,000	18,200
75,000	40,000
76,000	40,900
29,000	15,500
42,000	22,700
75,000	40,000
64,000	34,500
15,000	8,200
22,000	11,800
36,000	19,100

を